七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ニ　［略］

ホ　圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（記号　ＣＨＧＴＶ）

ヘ　［略］

ト　圧縮ガスを充塡する容器（イからヘまでを除く。）（記号　ＰＧ）

チ　液化ガスを充塡する容器（リからルまでを除く。）（記号　ＬＧ）

リ　液化石油ガスを充塡する容器（ヌを除く。）（記号　ＬＰＧ）

ヌ　［略］

ル　［略］

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ヌに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　［略］

2　［略］

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　［略］

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　逆止弁

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～五　［略］

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

七・八　［略］

2・3　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条　［略］

2　［略］

七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ニ　［略］

［新設］

ホ　［略］

ヘ　圧縮ガスを充塡する容器（イからホまでを除く。）（記号　ＰＧ）

ト　液化ガスを充塡する容器（チからヌまでを除く。）（記号　ＬＧ）

チ　液化石油ガスを充塡する容器（リを除く。）（記号　ＬＰＧ）

リ　［略］

ヌ　［略］

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号リに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　［略］

2　［略］

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　［略］

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　逆止弁

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～五　［略］

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器については、経過年数四年一月以下のものは四年一月、経過年数四年一月を超えるものは二年三月

七・八　［略］

2・3　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条　［略］

2　［略］